

保護者 各位

秋田県立仁賀保高等学校  
校長 小園 敦

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 大型連休中の対策について

晩春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、4月12日より、本県の新型コロナウイルス感染警戒レベルが「レベル2」から「レベル3」に引き上げられました。また、報道の通り管内や高等学校での感染も発生している状況です。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、連休中も引き続きご家庭での感染症対策をお願いいたします。学校においても、健康観察、手洗い・うがいやマスク着用の呼びかけ、3密の回避、こまめな換気等の対応にこれまで以上に取り組んで参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

#### \*\* 《感染拡大を防ぐための対策》 \*\*

##### 1. 不要不急の外出を控える

- ・都道府県をまたぐ不要不急の移動を控える。
- ・外出が必要な場合は事前に外出先の感染状況等を確認しておく。感染が拡大している地域への外出は控える。
- ・県外へ移動する際は事前に担任へ報告する。
- ・県外への移動後、右のような異変がある場合は軽微でも自宅療養し、学校に連絡のうえ、かかりつけ医や「あきた新型コロナ受診相談センター」(018-866-7050)に電話で相談する。
- ・家族等の帰省にあたっては、マスク着用等感染防止対策を徹底するとともに、帰省を予定している家族の居住地の感染状況等を確認したうえで、感染が拡大している地域の場合は慎重に検討する。

##### \* 特に気を付けるべき【発熱等の風邪症状】

- ◎ 37.5℃以上または平熱よりも1℃以上の高い発熱がある
- ◎ 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)のいずれかがある
- ◎ 咳き込みが続く
- ◎ 味覚異常(味がいつもと違う)や嗅覚異常(臭いがいつもと違う)がある など

やむを得ない事情による「生徒本人・同居家族の県外への往来」「家族等の帰省」等により登校に不安を感じる場合、3日程度の自宅待機をおすすめします。(出欠については不利にはなりません。)健康観察は2週間程度続けてください。

##### 2. 人との接触を避ける

- ・3密(密閉・密集・密接)を回避し、マスクを必ず着用する。
- ・日常的に接触のある人(家族等)以外と近距離で接触しない。

##### 3. 日々の体調管理に努める

- ・毎朝、検温・健康観察を行い、その結果を毎日記録する。
- ・外出した際は、行動歴を記録する。
- ・マスク着用、こまめな手洗い等の基本的な感染対策を徹底する。
- ・しっかりバランスよく食べて、健康な体を保つ。
- ・夜更かしせず、睡眠時間を十分にとる。
- ・自分のペースで積極的に運動をし、筋力や体力が低下しないようにする。

指定の「健康チェックシート」に記入

★PCR検査の対象となったり感染の有無が判明したりした場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。(※同居の家族等も含む)

仁賀保高校 : 0184-43-4791  
(※休日は各学年の緊急連絡先へ)

※文部科学省の『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」と本県の「新型コロナウイルス感染警戒レベル」については下の表をご覧ください。

(参考)

( 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準 )

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施	拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

( 新型コロナウイルス感染警戒レベル = 秋田県 = )

警戒レベル	指標 (目安)	県民への要請
レベル1 【注意喚起】	新規感染者数0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な感染対策の徹底</li> <li>業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底</li> <li>感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ</li> </ul>
レベル2 【強い注意喚起】	1～6人/週	レベル1の注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ</li> <li>クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ</li> <li>イベントの規模を制限</li> </ul>
レベル3 【協力要請】	7～24人/週	レベル2の強い注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請</li> <li>不要不急の外出自粛要請 (地域や曜日等を限定)</li> <li>クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請 (感染者多数発生地域)</li> <li>イベントの規模をレベル2より制限又は中止</li> </ul>
レベル4 【要請】	25～49人/週	レベル3の協力要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛要請 (全県)</li> <li>クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請 (全県)</li> <li>イベントの中止</li> </ul>
レベル5 【強い要請・指示】 ※国による緊急事態宣言	法24条 法45条 9項	レベル4の要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請 (全県)</li> </ul>
■ 指標により一律に判断せず、感染者の発生状況 (増加率、感染経路の由来<県外・県内>、感染の広がり<家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど>) や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものであること。		

※国の緊急事態宣言時は45条を含め要請を行うが、宣言前は24条9項による要請を行う。  
(注) 国の基本的対処方針や緊急事態宣言により変更となることもある。

- 感染状況及び病床確保計画のフェーズの引き上げを踏まえ、警戒レベルを3に引き上げ、
- 緊急事態宣言が出された11都府県との往来について自粛を要請、その他の感染者数が多い地域についても最大限の注意を払うよう強く注意喚起。
  - これまで以上のマスク着用やこまめな手洗いなどの基本的な感染対策の徹底について強く注意喚起。
  - 集会施設や家庭での会食を含め、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、カラオケについては避けるよう強く注意喚起。